

よ
みんなで読める



かながわけん
神奈川県

とうじしゃめせん
当事者目線の

しょうがいふくしすいしんじょうれい
障害福祉推進条例

い　しゃかい　め　ぎ
～ともに生きる社会を目指して～

れいわ　ねん　がつ　にち
令和4年10月24日

じょうれい　とどうふけん　しちょうそん　たいせつ　き
条例は、都道府県や市町村がつくる大切な決まりです

ぜんぶん 前文	1
だい じょう もくてき 第1条 目的	4
だい じょう ていぎ 第2条 定義	5
だい じょう きほんりねん 第3条 基本理念	7
だい じょう けん せきむ 第4条 県の責務	8
だい じょう しちょうそん れんけい 第5条 市町村との連携	9
だい じょう けんみんおよ じぎょうしゃ せきむ 第6条 県民及び事業者の責務	9
だい じょう しょうがいふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ せきむ 第7条 障害福祉サービス提供事業者の責務	10
だい じょう きほんけいかく さくてい 第8条 基本計画の策定	10
だい じょう きほんけいかく さだ しさく 第9条 基本計画に定める施策	11
だい じょう い し けってい し えん すいしん 第10条 意思決定支援の推進	14
だい じょう しょうがいしゃ けんりようご 第11条 障害者の権利擁護	15
だい じょう しょうがい りゆう さべつ ぎゃくたいとう きんし 第12条 障害を理由とする差別、虐待等の禁止	15
だい じょう しょうがい りゆう さべつ かん そうだん じよげんとう 第13条 障害を理由とする差別に関する相談、助言等	16
だい じょう しゃかいてきしょうへき じよきよ 第14条 社会的障壁の除去	17
だい じょう ぎゃくたいとう ほうし 第15条 虐待等の防止	18
だい じょう ぎゃくたい そうきはっけんとう 第16条 虐待の早期発見等	18
だい じょう しょうがいしゃ かぞくとう たい しえん 第17条 障害者の家族等に対する支援	19
だい じょう しょうがいふくし かか せいさくりつあんかてい しょうがいしゃ さんか すいしん 第18条 障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進	19
だい じょう しょうがいしゃしゆたい かつどう そくしん 第19条 障害者主体の活動の促進	20

だい じょう しょうがい しょうがいしゃ しょうがいしゃ しえんたいせい せいび	第20条 生涯にわたる障害者への支援体制の整備	21
だい じょう こうれいしゃしきくとう れんけい	第21条 高齢者施策等との連携	21
だい じょう しえんしゆほう かん ちょうさけんきゅう	第22条 支援手法に関する調査研究	22
だい じょう ちゅうかくてき やくわり にな きよてん せいび	第23条 中核的な役割を担う拠点の整備	22
だい じょう ちいきかん きんこう	第24条 地域間の均衡	23
だい じょう じりつしえんきょうぎかい かつどう すいしんどう	第25条 自立支援協議会の活動の推進等	24
だい じょう じんざい かくほ いくせいとう	第26条 人材の確保、育成等	25
だい じょう ざいせいじょう そち	第27条 財政上の措置	26
ふそく	附則	26
さんこうしりょう	参考資料	
しょうがいふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ	・ 障害福祉サービス提供事業者について	27
い しゃかい けんしょう	・ とともに生きる社会かながわ憲章	29
とうじしゃめせん しょう ふくしじつげんせんげん	・ 当事者目線の障がい福祉実現宣言	30
いっしょ かんが めんばー	一緒に考えたメンバー	32

ぜんぶん 前文

とうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい りゆう 当事者目線の障害福祉推進条例をつくった理由



へいせい ねん (2016年) 7月 26日に、かながわけんりつ しょうがいしゃしえん
平成28年(2016年)7月26日に、神奈川県立の障害者支援
しせつ つく い えん めい うば かな じけん
施設津久井やまゆり園で、19名のいのちが奪われる、悲しい事件が
お しょうがい ひと かぞく かな
起きました。障害のある人や家族だけではなく、みんなが悲しくなり、
しんぱい きも
心配な気持ちになりました。

かながわけん つく い えんじけん かな じけん にど
神奈川県は、津久井やまゆり園事件のような悲しい事件が二度と
お
起きないようにするため、へいせい ねん (2016年) 10月に、かながわけん
ぎかい いっしょ い しゃかい けんしょう
議会と一緒に「ともに生きる社会かながわ憲章」をつくりました。「と
い しゃかい けんしょう かながわけん たいせつ かんが かた
もに生きる社会かながわ憲章」は、神奈川県が大切にする考え方で
す。

かながわけん つく い えんじけん しょうがいしゃ
神奈川県では、津久井やまゆり園事件のあと、これまでの障害者
しえんしせつ にゆうしよしせつ しえん かくにん しょうがいしゃしえん
支援施設(入所施設)の支援のことなどを確認して、障害者支援
しせつ にゆうしよ ひと よ しえん かんが
施設などに入所している人にもっと良い支援ができないか考えてき
ました。

これまで、施設側が安全を一番大事にするという理由で、入所している人の部屋に鍵をかけて外へ出られないようにするなどの対応があったことが分かりました。

良い支援の方法を考えたところ、障害のある人の気持ちを大切に
にして、本人がしてほしいと思っている支援をするためには、本人の
立場に立つことが大事だと、改めて気付きました。

神奈川県は、障害のある人たちと何度も話し合い、思いや望んで
いることなどをよく知ろうとしました。

神奈川県は、障害のある人、一人ひとりの心の声に耳を傾けて
思いや望みを聞き、本人の立場に立った支援をすることが、障害の
ある人だけではなく、周りにいる人たちみんなが幸せに生活できる
「当事者目線の障害福祉」になると考えました。

神奈川県は、令和3年(2021年)11月に「当事者目線の障がい
福祉実現宣言」を発表して、これからは「当事者目線の障害福祉」に
していくと約束しました。

日本の障害福祉は、昭和56年(1981年)の国際障害者年から、
障害のある人みんなが、自立や社会参加ができる社会を目指してき
ました。そして、障害者基本法が直され、障害者差別解消法などが
作られ、平成26年(2014年)に障害者権利条約を守ると日本は
約束しました。

しかし、すべての障害のある人が自分らしく暮らせる社会は、まだ
つくりけていません。

神奈川県は、みんなが安心して暮らせる地域共生社会を目標に、
県民、事業者と神奈川県が協力して取り組める仕組みをつくる
必要があると考えました。

神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めていくことで「とも
に生きる社会かながわ憲章」が目標にしている社会をつくること
できると考えました。

そのため大切な決まりとして、神奈川県は「当事者目線の障害
福祉推進条例」をつくって、「当事者目線の障害福祉」を進めるため
の基本的な内容を決めました。

【言葉の説明】

県民 … 神奈川県に住んでいる人のことです。

事業者 … 神奈川県にあるお店や会社のことです。

【言葉の説明】

障害のある人、一人ひとりの心の声に耳を傾けて思いや望みを聞き

… 障害のある人、一人ひとりの気持ちや考えを受け止めることです。

第1条 目的

この条例をつかった目的



「当事者目線の障害福祉推進条例」には、「当事者目線の障害福祉」を進めるための大切な考え方を書いています。

神奈川県、県民、事業者がすることを明らかにして、「当事者目線の障害福祉」を進めるために必要なことを書いています。

「当事者目線の障害福祉推進条例」は、障害のある人が障害を理由とするすべての差別や虐待をされずに暮らすことができ、誰もがうれしいと感じられる、地域共生社会にしていくことを目的にしています。

だい じょう ていぎ 第2条 定義

とうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい で ことば いみ
当事者目線の障害福祉推進条例に出てくる言葉の意味



(1) 「障害」とは、「障害のある人」とは

しょうがい しょうがいしゃきほんほう か しょうがい
「障害」とは、障害者基本法に書いてある障害のことです。

しょうがい ひと しょうがいしゃきほんほう か しょうがいしゃ
「障害のある人」とは、障害者基本法に書いてある障害者のこと
です。

ことば せつめい 【言葉の説明】

しょうがいしゃきほんほう … しょうがい ひと かんけい にほん たいせつ き
障害者基本法 … 障害のある人に関する日本の大切な決まりのこと
です。

しょうがいしゃきほんほう か しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしん
障害者基本法に書いてある「障害」 … 身体障害、知的障害、精神
しょうがい はったつしょうがい ふく なんびょう た しょうがい
障害(発達障害も含みます)や、難病などその他の障害のことです。

しょうがいしゃきほんほう か しょうがいしゃ しょうがい しゃかいてきしょうへき
障害者基本法に書いてある「障害者」 … 障害や社会的障壁があっ
て、生きにくさを感じている人のことです。

しゃかいてきしょうへき しょうがい ひと い げんいん
社会的障壁 … 障害のある人の生きにくさの原因となるすべてのこと
です。

(2) 「当事者目線の障害福祉」とは

「当事者目線の障害福祉」とは、次のことです。

- ・ 障害のある人に関係するすべての人が、本人の気持ちになって考えることです。
- ・ 本人の望みと願いを大事にすることです。
- ・ 障害のある人が、自分の気持ちや考えで、自分に必要なサポートを受けながら暮らすことができるような社会をつくることです。

(3) 「意思決定支援」とは

「意思決定支援」とは、障害のある人の気持ちや考えを大事にして、生活をしたり、外へ出かけたり、働いたりすることを自分で決められるように周りの人がサポートすることです。

(4) 「障害福祉サービス提供事業者」とは

「障害福祉サービス提供事業者」とは、障害のある人が困っていることをサポートする事業所のことです。

障害福祉サービス提供事業者について、27ページに詳しく説明しています。

だい じょう きほんりねん 第3条 基本理念

とうじしゃめせん しょうがいふくし すす たいせつ かんが かた
当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方



とうじしゃめせん しょうがいふくし すす か
「当事者目線の障害福祉」を進めるときは、(1)から(6)に書いてあることを大事にします。

(1) すべての^{けんみん} 県民が、^{ひと} 人として^{たいせつ} 大切にされること。

^{じぶん} 自分の^い 生き方を^{かた} 自分で^{じぶん} 決められること。

^{じぶん} 自分が^{たいせつ} 大切にしている^{かんが} 考え方を^{かた} 大事に^{だいじ} されること。

(2) 障害のある^{しょうがい} 人が、^{ひと} 自分のことは^{じぶん} 自分で^{じぶん} 決められるようにすること。

(3) 障害のある^{しょうがい} 人が、^{ひと} 住みたいと思う^す 場所で、^{おも} 自分らしく^{ぼしよ} 暮らす^{じぶん} ことができ^く るようにすること。

(4) 障害のある^{しょうがい} 人の^{ひと} 性別、^{せいべつ} 年齢、^{ねんれい} 障害の^{しょうがい} 様子、^{ようす} 生活に^{せいかつ} 合わせて、^あ 周り^{まわ} の人たちが^{ひと} 協力し、^{きょうりよく} 本人が^{ほんにん} 活躍^{かつやく} できるようにすること。

(5) 障害のある^{しょうがい} 人だけではなく、^{ひと} 周り^{まわり} の人たちも、^{ひと} うれしいと^{かん} 感じられること。

(6) すべての^{けんみん} 県民が、^{しょうがい} 障害や^{しょうがい} 障害のある^{ひと} 人のことをよく^{りかい} 理解すること。

^{ちいき} 地域に^す 住んでいる^{ひと} 人が^{たが} お互いに^{ささ} 支え^あ 合いながら、^{しゃかいぜんたい} 社会全体で^と 取り^く 組むこと。

だい じょう けん せきむ 第4条 県の責務

かながわけん 神奈川県がすること



- (1) かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし すす たいせつ
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉を進めるための大切な
かんが かなが だいじ とうじしゃめせん しょうがいふくし とりく おこな
考え方」を大事にして、「当事者目線の障害福祉」の取組みを行
せきにな
う責任があります。
- (2) かながわけん しちょうそん じぎょうしゃ きょうりよく しょうがい
神奈川県は、市町村や事業者などと協力して、障害や
とうじしゃめせん しょうがいふくし ないよう し とりく
「当事者目線の障害福祉」の内容を知ってもらうための取組みを
おこな
行います。
- (3) かながわけん けんみん じぎょうしゃ いけん き とうじしゃ
神奈川県は、県民や事業者などの意見を聞いて、「当事者
めせん しょうがいふくし よ
目線の障害福祉」をより良いものにしていきます。

だい じょう しちょうそん れんけい 第5条 市町村との連携

かながわけん しちょうそん きょうりよく 神奈川県が市町村と協力してすること



(1) かながわけん どうじしゃめせん しょうがいふくし じつげん
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を実現するために、
しちょうそん きょうりよく どりよく
市町村と協力するように努力します。

(2) かながわけん しちょうそん どうじしゃめせん しょうがいふくし すす
神奈川県は、市町村が「当事者目線の障害福祉」を進めるた
めけいかく た とりく
めの計画を立てたり、取組みをしたりするときに、あどばいす
アドバイスをします。

だい じょう けんみんおよ じぎょうしゃ せきむ 第6条 県民及び事業者の責務

けんみん じぎょうしゃ 県民や事業者がすること



(1) けんみん じぎょうしゃ どうじしゃめせん しょうがいふくし すす
県民や事業者は、「当事者目線の障害福祉を進めるための
たいせつ かんが かた だいじ
大切な考え方」を大事にして、「当事者目線の障害福祉」を知っ
て、そのとりく きょうりよく どりよく
取組みに協力するように努力しなければいけません。

(2) けんみん じぎょうしゃ どうじしゃめせん しょうがいふくし すす
県民や事業者は、「当事者目線の障害福祉を進めるための
たいせつ かんが かた だいじ しょうがい ひと しゃかい けいざい ぶんか
大切な考え方」を大事にして、障害のある人が、社会、経済、文化
などのいろいろなかつどう さんか どりよく
活動に参加できるように努力しなければいけません。

第7条 障害福祉サービス提供事業者の責務

障害福祉サービス提供事業者がすること



「障害福祉サービス提供事業者」は、「当事者目線の障害福祉を進めるための大切な考え方」を大事にして、地域に住んでいる人たちと協力して、地域の社会資源を使って、「当事者目線の障害福祉」を進めるように努力しなければいけません。

【言葉の説明】

地域の社会資源 … 障害のある人が、地域で暮らすために、使える場所や人を含めたすべてのことです。

第8条 基本計画の策定

基本的な計画をつくること



- (1) 神奈川県知事は、「当事者目線の障害福祉」を進めるために、基本的な計画をつくりまます。
- (2) 神奈川県知事は、1年に1回、「当事者目線の障害福祉」を進めるための基本的な計画がどのくらい進んだか、インターネットなどで伝えます。

第9条 基本計画に定める施策

基本的な計画の内容



「当事者目線の障害福祉」を進めるための基本的な計画として、

(1)から(12)の施策を決めます。

【言葉の説明】

施策 … 計画や取り組みをつくって、実際にすることです。

(1) 障害のある人が、自分の生活に合わせたサポートを受けられる
施策

地域での生活の仕方を選べるようになるための医療(病院)、
介護(介助)、福祉などの施策

(2) 障害のある人が困ったときに話を聞いてもらえるようになる
施策

障害のある人の家族や支援者、地域の人たちなどが、障害の
ある人をサポートしていて困ったときに話を聞いてもらえるよう
にする施策

(3) 障害のある子どもが学べるようにする施策

障害のある人が、いつでも学びたいと思ったときに学べるようにする施策

(4) 障害のある子どもが、家の近くで療育などのサポートを受けられるようにする施策

【言葉の説明】

療育 … 一人ひとりの子どもが、自分らしい生活を送れるようにサポートすることです。

(5) 障害に合わせて働けるようにする施策

会社が障害のある人を雇うことを進めていくための施策

(6) 障害のある人が生活しやすい住宅(住む場所)を用意する施策

(7) 障害のある人が公共の施設(学校や駅や道路など)を使いやすくするための施策

障害のある人の移動をしやすくするための施策

(8) 障害のある人が情報を使えるようにする施策

障害のある人に情報を伝えたり、サポートしたりするための施策

(9) 障害のある人や障害のある人の生活を支える家族のお金などの心配を減らすための施策

障害のある人がお金などに困らないようにする施策

(10) 障害のある人が、文化・芸術（音楽や美術やダンスなど）やスポーツなどの活動に参加しやすくするための施策

(11) 障害のある人が地域で安心して暮らせるようにするための施策

- ・ 地震や大雨（水害）、津波などの被害から守ること
- ・ 障害のある人を傷つけようとする人から守ること
- ・ 障害のある人が騙されてお金を取られないようにすること

など

(12) 障害のある人が神奈川県庁などに来たときに手続きをしやすくする施策

だい じょう い し けって い し えん すいしん 第10条 意思決定支援の推進

い し けって い し えん と く 意思決定支援に取り組むこと



- (1) 「しょうがいふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ障害福祉サービス提供事業者」は、「い し けって い し えん意思決定支援」をするようにどりよく努力しなければいけません。
- (2) かながわけん神奈川県は、「い し けって い し えん意思決定支援」をすす進めるためのじょうほう つた情報を伝えます。
どこにそうだん相談すればよいのか、どんなさぽーとサポートをしてもらえるかなど、あどばいすアドバイスするしく仕組みをつくります。
- (3) かながわけん神奈川県は、「しょうがいふくし さーび すていきょうじぎょうしゃ障害福祉サービス提供事業者」に「い し けって い し えん意思決定支援」のけんしゅう おこな研修を行います。

だい じょう しょうがいしゃ けんりようご 第11条 障害者の権利擁護

しょうがい ひと けんり まも 障害のある人の権利を守ること



(1) しょうがい ひと かが ひと しょうがい ひと しょうがいしゃしえんしせつ
障害のある人に関わる人は、障害のある人が障害者支援施設
へる ぱー でいさーびす ふうしさーびす りよう
やヘルパーやデイサービスなどの福祉サービスを利用するとき
は、ほんにん きも だいじ
は、本人の気持ちを大事にしなければいけません。

(2) しょうがい ひと かが ひと しょうがい ひと いしけっていしえん
障害のある人に関わる人は、障害のある人が「意思決定支援」
のぞ ほんにん きも だいじ いしけっていしえん
を望んだときには、本人の気持ちを大事にして、「意思決定支援」
ができるように どりょく
努力しなければいけません。

だい じょう しょうがい りゆう さべつ ぎゃくたいとう きんし 第12条 障害を理由とする差別、虐待等の禁止

しょうがい りゆう さべつ ぎゃくたい きんし 障害を理由とする差別、虐待などの禁止



すべての人は、しょうがい ひと たい しょうがい りゆう さべつ
ひと しょうがい ひと たい しょうがい りゆう さべつ
障害のある人に対して、障害を理由とする差別、
ぎゃくたい たいせつ かんが かた きず
虐待、大切にしている考え方を傷つけることをしてはいけません。

だい じょう しょうがい りゆう さべつ かん
第13条 障害を理由とする差別に関する
そうだん じょげんとう
相談、助言等

しょうがい りゆう さべつ そうだん あどばいす
障害を理由とする差別についての相談やアドバイス



(1) かながわけん しょうがい りゆう さべつ とらぶる お
神奈川県は、障害を理由とする差別についてのトラブルが起き
ないようになり、かいけつ しょうだん しゅく つく
解決のために相談したりできる仕組みを作ります。

(2) かながわけん しょうがい りゆう さべつ そうだん う
神奈川県は、障害を理由とする差別について相談を受けたと
きは、そうだん ないよう つぎ
相談の内容にあわせて次のことをします。

- かながわけん そうだん き ひと あどばいす
・ 神奈川県は、相談に来た人に、アドバイスなどをします。
- かながわけん そうだん き ひと かんけいしゃ ひつよう さべつ
・ 神奈川県は、相談に来た人の関係者に、必要なときには、差別
しょうだん ないよう つた
についての相談の内容を伝えます。
- かながわけん しちようそん ひつよう さべつ そうだん
・ 神奈川県は、市町村に、必要なときには、差別についての相談
ないよう つた
の内容を伝えます。

だい じょう しゃかいてきしょうへき じよきよ 第14条 社会的障壁の除去

しょうがい ひと せいかつ こま
障害のある人の生活しづらいことや困ったこと
をなくすこと



- (1) しょうがい ひと せいかつ こま い
障害のある人から、生活しづらいことや困ったことがあると言
われなくても、かながわけん ふたん おお ごうりてき
神奈川県は負担が大きすぎないときには、合理的
なはいりよ どりよく
配慮をする努力をします。

ことば せつめい 【言葉の説明】

ごうりてき はいりよ しょうがい ひと せいかつ こま
合理的な配慮 … 障害のある人が生活しづらいことや困ったことがある
ときに、まわ ひと くふう せいかつ
周りの人が工夫をして、生活しやすくすることです。

- (2) しょうがい ひと せいかつ こま い
障害のある人から、生活しづらいことや困ったことがあると言
われなくても、じぎょうしゃ ふたん おお ごうりてき
事業者は負担が大きすぎないときは、合理的な
はいりよ どりよく
配慮をする努力をしなければいけません。

第15条 虐待等の防止

虐待が起きないようにすること



(1) 神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力して、障害のある人への虐待が起きないようにするために、「障害福祉サービス提供事業者」に研修を行います。

(2) 「障害福祉サービス提供事業者」は、障害のある人への虐待が起きないようにするために、働いている人に研修などをする努力をしなければいけません。

第16条 虐待の早期発見等

虐待を早く見つけること



(1) 神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力して、障害のある人への虐待を見つけたらすぐに連絡することや、連絡の方法を、県民などにお知らせします。

(2) 神奈川県は、市町村や障害のある人に関する団体と協力して、障害のある人への虐待を早く見つけて、早く対応するための仕組みをつくります。

第17条 障害者の家族等に対する支援

障害のある人の家族などへのサポート



神奈川県は、障害のある人の家族や関係者に、情報を伝えることやアドバイスなどのサポートをして、本人を支える生活の中での心配なことが少なくなるようにします。

第18条 障害福祉に係る政策立案過程への障害者の参加の推進

障害福祉についての県の会議への障害者の参加



神奈川県は、障害福祉についての県の会議に、障害のある人の参加を進めます。

第19条 障害者主体の活動の促進

ピアサポートや当事者活動・本人活動などを進めること



- (1) 神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などの内容を、県民や事業者などによく知ってもらえるように努力します。
- (2) 神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などをして、いる人たちが、仲間同士で連絡を取ったり、やりとりしたり、一緒に活動ができるようにサポートする努力をします。
- (3) 神奈川県は、ピアサポートや当事者活動・本人活動などを広げるために、日本や海外の活動の情報を集めて、分かりやすく伝える努力をします。

【言葉の説明】

ピアサポート … 同じような悩みを持っている人同士の支え合いのことです。

当事者活動・本人活動 … 障害のある人が中心になって、仲間同士で行っている活動のことです。

だい じょう しょうがい しょうがいしゃ しえんたいせい
第20条 生涯にわたる障害者への支援体制
せいび
の整備

しょうがい ひと しょうがい い あいだ
障害のある人の生涯(生きている間のこと)の
さぽーと しく
サポートの仕組みをつくること



かながわけん しょうがい ひと ひつよう さぽーと しょうがいとぎ
神奈川県は、障害のある人が、必要なサポートを生涯途切れるこ
となく受けることができる仕組みをつくる努力をします。

だい じょう こうれいしゃし さくとう れんけい
第21条 高齢者施策等との連携

こうれいしゃ こ ふくししさく きょうりよく と く
高齢者や子どもの福祉施策と協力して取り組むこと



かながわけん こうれいしゃ こ ふくししさく きょうりよく どうじしゃ
神奈川県は、高齢者や子どもの福祉施策と協力して、「当事者
めせん しょうがいふくし すず
目線の障害福祉」を進めます。

第22条 支援手法に関する調査研究

支援の方法の情報を集めたり調べたりすること



神奈川県は、障害のある人へのより良い支援をするために、日本や海外の、より良い支援についての情報を集めたり、調べたりする努力をします。

第23条 中核的な役割を担う拠点の整備

地域生活や社会参加を進めるための場を整備すること



神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めていくために、障害のある人の地域生活をサポートすることや、障害のある人の社会参加を進めるための場をつくる努力をします。

だい じょう ちいきかん きんこう 第24条 地域間の均衡

す どこに住んでいても、おな サービスを受けられる
ようにすること



かながわけん どうじしゃめせん しょうがいふくし しさく おこな
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」の施策を行うときに、
しょうがい ひと す おな サービスを受けられるよう
どりよく
に努力をします。

第25条 自立支援協議会の活動の推進等

自立支援協議会の活動を進めること



- (1) 神奈川県は、障害のある人の支援の仕組みをつくるために、障害保健福祉圏域ごとに自立支援協議会を開きます。

【言葉の説明】

障害保健福祉圏域 … 神奈川県内を8つの地域に分けた、障害のある人に必要なサービスを考えるためのグループです。

自立支援協議会 … 障害のある人の支援のために、みんなで話し合いをする会議のことです。

- (2) 神奈川県は、障害のある人が生活している地域の状況に合わせた支援の仕組みをつくるために、市町村の自立支援協議会と協力します。

だい じょう じんざい かくほ いくせいとう
第26条 人材の確保、育成等

しょうがいふくし しごと ひと ふ そだ
障害福祉の仕事をする人を増やして、育てること



- (1) かながわけん しょうがいふくし しごと ひと ふ
神奈川県は、障害福祉の仕事をする人を増やします。
また、よい しえん ができるようにするために、じょうほう つた えることや、
けんしゅう
研修などをします。
- (2) かながわけん しょうがいふくし しごと ひと しごと なが つづ
神奈川県は、障害福祉の仕事をする人が、仕事を長く続けら
れるように、つぎ
次のことをします。
- しょうがいふくし しごと あどばいす
・ 障害福祉の仕事についてのアドバイスをすること
 - しょうがいふくし しごと ひと こころ からだ けんこう
・ 障害福祉の仕事をする人が、心や身体が健康でいられる
ようにすること
 - しょうがいふくし しごと ひと はたら ばしょ しごと
・ 障害福祉の仕事をする人が、働きやすい場所で仕事ので
きるようにすること など
- (3) かながわけん しょうがいふくし かんけい かつどう しごと けんみん
神奈川県は、障害福祉に関係する活動や仕事に県民などが
かんしん も
関心を持ってもらえるように、しょうがいふくし しごと つた えてたり、
じっさい かつどう けんがく さんか
実際の活動の見学や参加ができるようにします。

だい じょう ざいせいじょう そち 第27条 財政上の措置

し さ く よ さ ん か ね よ う い 施策に予算(お金)を用意すること



かながわけん は、とうじしやめせん しょうがいふくし すず ひつよう
神奈川県は、「当事者目線の障害福祉」を進めるために、必要な
よさん かね ようい どりよく
予算(お金)を用意する努力をします。

ふ そ く 附 則

ほか き その他の決まり



(1) この条例は、じょうれい れいわ ねん がつ にち はじ
この条例は、令和5年4月1日から始まります。

(2) かながわけん ち じ じょうれい はじ ねん
神奈川県知事は、この条例が始まってから5年たったら、この
じょうれい とりく
条例で決まった取組みができているかどうかをかくにん
確認します。

か
変えたほうがよいことや、あたらし おこな
新しく行ったほうがよいことについ
てかんが
て考えます。

さんこうしりょう
(参考資料)

しょうがいふくし さーびす ていきょうじぎょうしゃ
【障害福祉サービス提供事業者について】

住 ま い	しせつにゆうしょしえん 施設入所支援	にゆうしょしせつ しょくじ ふうろ てだす 入所施設で食事やお風呂などを手助けする
	しょうがいじにゆうしょしえん 障害児入所支援	さーびす サービス
	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	くるーふほーむ しょくじ ふうろ てだす グループホームで食事やお風呂などを手助けする
	りょうようかいご 療養介護	びょういん しょくじ ふうろ てだす さーびす 病院で食事やお風呂などを手助けするサービス
ふくしほーむ 福祉ホーム	やす きんがく す ばしょ ようい く そうだん う 安い金額で住む場所を用意して、暮らしの相談を受 けるサービス	

暮 ら し	きょたくかいご 居宅介護	へるばーい え き しょくじ ふうろ てだす そうじ ヘルパーが家に来て、食事やお風呂の手助けや掃除 せんたく さーびす や洗濯をするサービス
	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	なが じかんつか へるばー 長い時間使えるヘルパー
	たんにきにゆうしょ 短期入所	みじか にっすう にゆうしょしせつ す さーびす 短い日数を入所施設などで過ごすサービス
	じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	ちいき く しょうがい ひと いえ い みまも 地域で暮らす障害のある人の家に行き見守りす さーびす るサービス
	そうだんしえん 相談支援	しょうがい ひと く かん そうだん いっしょ 障害のある人の暮らしに関して相談して、一緒に かんが さーびす 考えてくれるサービス

お出
かけ

で

どうこうえんご 同行援護	め わる しょうがい ひと で さほーと 目が悪い障 害のある人のお出かけをサポートする さーびす サービス
こうどうえんご 行動援護	きゅう みち と だ あぶ しょうがい 急に道へ飛び出すなどの危ないことがある障 害の ひと で さほーと さーびす ある人のお出かけをサポートするサービス
いどうしえん 移動支援	ひとり で ぶん しょうがい ひと で 一人でのお出かけが不安な障 害のある人のお出か けをサポートするサービス さほーと さーびす

働

はたら

く

じりつくねん 自立訓練	じぶん ぶ 自分ができることを増やすことができるように さほーと さーびす サポートするサービス
しゅうろういこうしえん 就 労 移行支援	かいしゃ はたら はじ まえ はたら 会社で働き始める前に、働 くことができるように さほーと さーびす サポートするサービス
しゅうろうていちゃくしえん 就 労 定 着支援	はたら はじ あと なが かいしゃ はたら 働き始めた後に、長く会社で 働 くことができるよ うにサポートするサービス さほーと さーびす
しゅうろうけいぞくしえん 就 労 継 続支援	てだす う はたら 手助けを受けながら 働 くことができるように さほーと さーびす サポートするサービス

昼
間の
活
動

ひるま

かつどう

せいかつかいご 生活介護	つね てだす ひつよう しょうがい ひと ひるま じかん 常に手助けが必要な障 害のある人が昼間の時間を す さほーと さーびす 過ごせるようにサポートするサービス
ちいきかつどうしえん 地域活動支援 せんたー センター	しょうがい ひと ちいき ひと いっしょ かつどう かる 障 害のある人が地域の人と一緒に活動したり、軽 さぎょう さほーと さーびす い作業をしたりすることをサポートするサービス
しょうがいじつうしょしえん 障害児通所支援	しょうがい こ そだ さほーと 障 害のある子どもが育つようにサポートする さーびす サービス

ともに生きる社会かながわ憲章
～この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します～

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において19人が死亡し、27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生しました。

この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えました。

私たちは、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきました。

そうした中でこのような事件が発生したことは、大きな悲しみであり、強い怒りを感じています。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日

かながわけん
神奈川県

とうじしゃめせん しょう ふくしじつげんせんげん 当事者目線の障がい福祉実現宣言

~あなたの心こころの声こえに耳みみを傾かたむけ、お互いたがの心こころが輝かがやくことを目指めざします~

わたし たくい えんじけん ひさん じけん にど お
私たちは、津久井やまゆり園事件えんじけんのような悲惨ひさんな事件じけんを二度と起おこさ
ないために、これまでの障しょうがい福祉ふくしのあり方かたを根本こんぽんてき的に見直みなおし、「当事者
めせん しょう ふくし だいてんかん ちか
目線の障しょうがい福祉ふくし」に大転換ちかすることを誓ちかいます。それは「あなたこころの心こころ
こえ みみ かたむ たが こころ かがや めざ しょう ふくし
声こえに耳みみを傾かたむけ、お互いたがの心こころが輝かがやくことを目指めざす障しょうがい福祉ふくし」です。

わたし ぎゃくたい ぜったい みと きょうど こうどうしょう かた たい
私たちは「虐待ぎゃくたい」は絶対ぜったいに認めみとません。強度きょうどの行動障こうどうしょうがいの方かたに対して、
まわ ひと じぶん きず おと ひかり かびん はんのう す
周りまわの人ひとや自分じぶんを傷きずつけるから、音おとや光ひかりなどに過敏かびんに反応はんのうし過すぎるから、
ちょうじかん へ や と こ くるま しぼ つ あんぜんあんしん
長時間ちょうじかん、部屋へに閉とじ込こめておく、車くるまいすに縛しぼり付つけておく、安全安心あんぜんあんしんのため
めにはやむをえないということで、これまではそんな支しえん援あが当またり前えのよ
うに行おこなわれていました。

しかし、それは明らかあきに「虐待ぎゃくたい」です。時代じだいは大きおおく変わかり、法律ほうりつも変わか
りました。「虐待ぎゃくたい」の定義ていぎも変わかりました。それにも関かかわらず、現場げんばでは同じ
ような支しえん援えん、すなわち「虐待ぎゃくたい」がつづ続つづいていたのです。

それは県立施設けんりつしせつにおいても例外れいがいではありませんでした。県けんとして、障しょうが
い者しゃのみなさんに対して、心たいからお詫こころびいたします。そんな支しえん援えんを続つづけて
いた事業者じぎょうしゃは、みんな反省はんせいし、支しえん援えんのあり方かたを変かえなければならないと私わたし
たちは思おもいます。

「虐待ぎゃくたい」は絶対ぜったいに許ゆるされることではありません。あなたは障しょうがい者しゃであ
るまえに、人間にんげんです。人間にんげんだからこそ、一人ひとりの人間にんげんとして尊そんちよう重ちようされるのは
当然とうぜんの権けん利りです。

わたし へ や と こ どうじしゃ ほんにん めせん た かんが
私たちは部屋に閉じ込められている当事者ご本人の目線に立って考
えます。なぜ、あなたは周りの人や自分を傷つけるような行動をしてしまう
のでしょうか。もしかしたら、あなたは自分の気持ちをうまく表せないだけ
かもしれません。自分の気持ちを聞いて欲しいと訴えているに違いないと
かんが せつ ぜんぜんちが さぼーと
考えて接すれば、全然違ったサポートができるはずです。

わたし ところ こえ いっしょうけんめい みみ かたむ
私たちはそんなあなたの心の声に一生懸命、耳を傾けます。あなたの
おも う と くふう さぼーと
思いを受け止め、工夫をしながらサポートします。そうすればきっとあなた
はあんしん ちが わたし おお よろこ
は安心してくれるに違いない。それが私たちにとっても大きな喜びにつな
がるはずです。それがお互いの心が輝く障がい福祉です。

しせつ ちいき なかま なか く
施設はあなたが地域の仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるよ
う、いっしょ かんが ささ じゅんび ば いっしょう す
う、一緒に考え、みんなで支え、準備をする場です。一生そこで過ごしてい
ただく場ではありません。あなたは自分の住む場所を自分で決めることが
できます。

まわ ひと きず りゆう へ や と こ
かつて、周りの人を傷つけるからという理由で、ずっと部屋に閉じ込め
られていた人が、「当事者目線の支援」を受けることになったことで、生き
い はたら
生きと働けるようになっていました。

しえん かた か きぼう ひかり
支援のあり方によって、こんなに変わるんだ。それは希望の光でした。こ
ういう しえん ひろ かなら どうじしゃめせん しょう ふくし
ういう支援が広がっていけば、必ずや、「当事者目線の障がい福祉」は
じつげん ちが わたし かくしん
実現できるに違いないと、私たちは確信しました。

しょう ささ あい おも
どんな障がいがあっても、支えあい、愛と思いやりにあふれ、みんなのい
ながや い しゃかい じつげん ぜんりよく つ しょう
のちが輝く、「ともに生きる社会」を実現するべく全力を尽くすことを障
がいとうじしゃ ふくしかんけいしゃ けんみん みなさま ちが
がい当事者、福祉関係者、そしてすべての県民の皆様に誓います。

れいわ ねん がつ にち かながわけん ちじ くらいわゆうじ
令和3年11月16日 神奈川県知事 黒岩祐治

いっしょ かんが めんばー
一緒に考えたメンバー

「みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～」を一緒に考えてつくったメンバーです。

こにし つとむ
小西 勉

ぴー ぷる ふ あー す とよこはま かいちょう
(ピープルファースト横浜 会長)

さるわたり たつあき
猿渡 達明

かながわけんしょうがいしゃじりつせいかつしえんせんたー
(神奈川県障害者自立生活支援センター)

しもじょう あきこ
下条 章子

ぴ あ さ ぽー たー
(ピアサポーター)

とみた たすく
富田 祐

ぶるー す か い くら ぶ かいちょう
(ブルースカイクラブ 会長)

ないとう のりよし
内藤 則義

かながわけんしんたいしょうがいしゃれんごうかい かいちょう
(神奈川県身体障害者連合会 会長)

ならぎき まゆみ
奈良崎 真弓

ごー かいちょう
(にじいろでGO! 会長)

またむら あおい
又村 あおい

ぜんこくて いくせいかいれんごうかい じょうむりじけんじ むきよくちょう
(全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長)

たかの はじめ
高野 元

けんきょうせいしゃかい あどばいざー おぶざーばー
(県共生社会アドバイザー (オブザーバー))



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs



かながわけん ふくし こ きょくきょうせいすいしんほんがしつ
神奈川県福祉子どもみらい局 共生推進本部室

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話(045) 285-0548(直通) Fax(045)210-8854



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

